

「フリーランス法」の施行に伴い

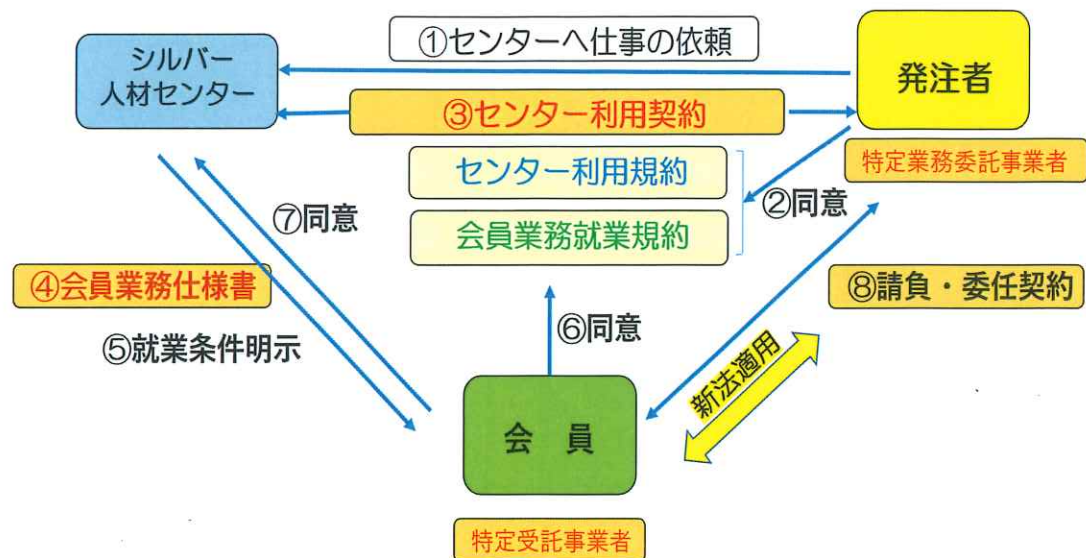
令和7年4月1日から新たな契約方法へ移行します。

令和6年11月に施行された「フリーランス法」の趣旨を踏まえ、厚生労働省からシルバー人材センターの契約方法等について見直しを行うよう方針が示されました。

この方針を受け、当センターにおいても、令和7年4月から発注者とセンター会員が直接契約するという新しい契約方法へ移行します。

ご依頼いただいた仕事の調整やサービス等は、センターがこれまで通り行いますので、契約方法の変更についてご理解をお願いいたします。

新たな契約方法への移行後の流れ①



新たな契約方式への移行後の流れ②

- ① 発注者様からセンターに仕事の依頼を頂きます。
- ② 発注者様は「センター利用規約」「会員業務就業規約」(HPに掲載)に同意後センターと「センター利用契約」を交わします。
- ③ センターは「センター利用契約」を基に会員へ就業条件の明示を行います。
- ④ 会員は就業条件と「会員業務就業規約」に同意することで、発注者様と会員間で請負・委任契約が成立します。

※「センター利用規約」と「会員就業規約」はホームページに掲載しています。